



SS活動通信 4月号

年間計画	4月	未成年者飲酒・喫煙防止	7月	未成年者飲酒・喫煙防止	10月	防犯対策・特殊詐欺防止	1月	未成年者飲酒・喫煙防止
	5月	SS活動の再確認	8月	青少年健全育成	11月	地域安全対策	2月	防犯対策・特殊詐欺防止
	6月	防犯対策・万引き防止	9月	防災・災害対策	12月	防犯対策・自主防犯	3月	地域安全対策

徹底しましょう! 「年齢確認」 お酒・たばこと成人向け雑誌



年齢確認

行動のポイント

未成年者に「この店では買える」と思われないことが重要です!

新年度がスタートします。4月はお花見や歓迎会など飲酒・喫煙しようとする未成年者が増加するときです。成人と確認できない場合は毅然とした態度で販売をお断りしましょう。



◆年齢確認教育の徹底

証明書による「年齢確認」を徹底しましょう。

確認時に身の危険を感じた時は、抵抗せず、速やかに110番通報しましょう。

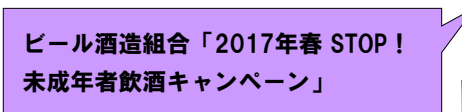
<年齢確認が出来る証明書> JFA統一ガイドライン (※いずれもコピー不可)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)※マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)等

※1997年(平成9年)生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。(成人向け雑誌は18歳以上です。)

◆「年齢確認」告知物の掲出確認

特に「**酒類陳列場所の表示物**」は漏れのないよう確認が必要です。



年齢確認実施中、未成年者には酒類を販売しません。



【SS Topics】国税庁 年齢確認ポスターの掲示について

毎年4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

(強調月間終了後も、引き続き掲示するようにしましょう。)



※酒類販売管理研修3年毎の受講が義務化されます・・・受講の申し込みはお早めに!



←確認したら
サインしましょう
発行: 2017年3月



SS広場